

行橋市(みやこ町・苅田町)訪問型サービス(重要事項説明書)

利用者名: _____ 様 (事業所番号:4072600432)(令和 7 年 5 月 15 日より)

第1項 事業者の概要

事業者名	医療法人 矢津内科消化器科クリニック
所在地	行橋市行事 7 丁目19-6
代表者名	理事長 矢津 剛
電話番号	0930-22-2524
FAX 番号	0930-22-2878

第2項 事業所の概要

(1)事業所の概要・提供できるサービスの地域と種類

事業所名	ひと息の村 ヘルパーステーション		
所在地	行橋市行事 7 丁目 25-3		
代表者名	管理者 花田 由美		
電話番号	0930-22-7755		
FAX 番号	0930-22-6696		
提供地域	行橋市・みやこ町・苅田町		
その他の事業			
福岡県指定訪問介護	事業所番号	4072600432	
福岡県指定障がい福祉サービス(居宅介護)		4017500085	

(2)事業所の職員体制

職種	常勤換算	備考
管理者		管理者とサービス提供責任者は兼務 サービス提供責任者(専従)2 名
サービス提供責任者	2.5 人	
訪問介護員	1.5 人以上	常勤・非常勤を含む
常勤換算数合計	2.5 人以上	

※人員基準は、その他の事業の福岡県指定訪問介護の基準に準じる。

(3)営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営 業 日	月曜日から土曜日 (ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。)
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
サービス提供可能な日と時間帯	
サービス提供日	日曜日から月曜日
サービス提供時間	24 時間

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制。

第3項 事業の目的と運営方針等

(1)事業の目的

行橋市(みやこ町・苅田町)介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業(以下「訪問型サービス」という。)の実施に関し、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険の被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資することを目的とする。介護保険の被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資することを目的とする。

(2)運営方針

- ①訪問型サービスは、利用者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - ②事業者自らその提供する訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - ③訪問型サービスの提供に当たっては、予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
 - ④訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ⑤訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - ⑥訪問型サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
 - ⑦訪問型サービスの提供に当たっては、サービスを受ける者の居宅において、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスをいう。特定の援助に偏しないようにする。
 - ⑧利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - ⑨訪問型サービスの提供に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち同条第1項第1号に規定する事業(以下「訪問型サービス」という。)の実施に関し、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 2 訪問型サービスに当たっては、行橋市(みやこ町・苅田町)、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

第4項 利用者負担金

(1)利用者負担金

訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、行橋市(みやこ町・苅田町)介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の通りの額とする。また、介護保険負担割合証に記載されている利用者の負担割合とする。

(2)交通費

提供地域内のサービスとなるため、原則無料とする。

(3)利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに 利用者 に請求し、利用者は、翌月 10 日までに現金にて支払うものとする。

(4)領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行する。

第 5 項 訪問介護員

(1)医療行為は行わない。

(2)各種支払いや年金などの管理、金銭の貸借など金銭を取り扱うことはできない。

(3)利用者の為の居宅介護を行う業務なので、庭の草刈などの大掃除や他の家族の食事の用意や洗濯などをすることはできない。

(4)清潔および健康状態の保持に努め、利用者の自立支援を行なう。

(5)サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となる。

第 6 項 キャンセル料

キャンセル料の適用条件

① 当日キャンセルとは、訪問介護スタッフが訪問予定時間の直前(1 時間未満)にキャンセルの依頼を受けた場合。当日キャンセル料:1, 500 円

② 現場キャンセルとは、訪問介護スタッフが現場に到着時にキャンセルの依頼を受けた場合及び不在の場合に適用されます。現場キャンセル料:2, 000 円

なお、前日やそれ以前にキャンセルのご連絡をいただいた場合は、キャンセル料は発生いたしません。

(ご注意事項)

キャンセルのご連絡は、できる限り事前にお早めにお問い合わせをお願いします。

緊急の事情やご不明点がある場合は、どうぞご遠慮無くご相談ください。

第 7 項 相談窓口、苦情対応

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応を行なう。

当事業所 ご利用相談室	ひと息の村 ヘルパーステーション 〒824-0001 福岡県行橋市行事 7 丁目 25 番 3 号 苦情解決責任者： 管理者兼サービス提供責任者花田 由美 苦情相談受付担当： サービス提供責任者：山田 京奈／余村 徹 ご利用時間 毎日午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 ☎：0930-22-7755・FAX：0930-22-6696
----------------	---

★公的機関においても、次の機関において苦情の申し出ができます。

福岡県国民健康保険団体連合会(国保連)	〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47 福岡県国保会館 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎：092-642-7859・FAX：092-642-7857
(事業所所在地市町村) 行橋市介護保険課	〒824-8601 福岡県行橋市中央 1 丁目 1 番 1 号 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎：0930-25-1111・FAX：0930-25-0299
□：(介護認定市町村) 行橋市介護保険課	〒824-8601 福岡県行橋市中央 1 丁目 1 番 1 号 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎：0930-25-1111・FAX：0930-25-0299
□：(介護認定市町村) みやこ町保健福祉課	〒824-0829 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎：0930-32-2156・FAX：0930-32-8034
□：(介護認定市町村) 苅田町地域福祉課	〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19-1 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎：093-434-5544・FAX：093-436-3014

第 8 項 事故発生時及び緊急時の対応方法

- (1)利用者の緊急時の対応方法は、利用者及び家族、調整・相談し、書面に残す。
- (2)利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族ならびに利用者にかかる高齢者支援センター（高齢者地域包括センター）などに連絡して必要な措置を講じる。また、当該事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。
- (3)事故の原因が事業者の責に帰する場合は、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行う。
- (4)事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因解明を行い、再発防止に努める。

第 9 項 高齢者相談支援センター等(高齢者地域包括センター)との連携

事業所は、事業の実施に際し、高齢者相談支援センター等(高齢者地域包括センター)必要と判断される場合は、主治医、保健・医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、必要な情報を提供することとする。

第 10 項 利用者に関する行橋市(みやこ町・苅田町)への通知

事業所は、利用者が正当な理由なしに訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して行橋市(みやこ町・苅田町)に通知することとする。

第 11 項 利益供与の禁止

事業所及びその従業者は、高齢者相談支援センター等(高齢者地域包括センター)又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第 12 項 秘密保持など

- (1)訪問介護員等は、正当な理由がない限り訪問型サービスの提供にあたって知り得た秘密を漏らさない。
- (2)訪問介護員等が退職後は、在職中に知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- (3)個人情報を用いる場合には、利用者及び利用者の家族の同意を得ない限り、個人情報を用いない。

第 13 項 サービス提供の停止

- (1)自然災害(台風・大雨・大雪)その他不可抗力による状況の発生など)事業者の責任によらない事由により、この契約上のサービス提供が不可能なとき、事業者はその状況の止むまでの間サービス提供を停止する。
- (2)サービス提供を中止する場合は原則、連絡をいたします。災害の状況により連絡出来ない場合もある。
- (3)前項によるサービス提供の停止に伴うキャンセル料は徴収しない。

第 14 項 記録の整備

利用者に対する訪問型サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

第 15 項 記録の開示

利用者に対する訪問型サービスの提供に関する諸記録の開示を行います。開示は、原則として、利用者本人に対してですが、例外として代理人や成年後見人、本人の介護をしている親族等を対象にする。

第 16 項 衛生管理等

- (1)事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- (2)事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 1 年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (5) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第 17 項 人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項

- (1)事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - ①人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - ②成年後見制度の利用支援
 - ③苦情解決体制の整備
 - ④虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
 - ⑤その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- (2)職員は、利用者に対し、高齢者虐待防止法に定める行為、その他、当該利用者の心身に有害な影響を与える行為を行わない。

第 18 項 身体拘束の禁止

- (1)事業者は訪問型サービスの提供にあたっては、利用者等の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。
- (2)事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- (3)虐待防止に関する責任者を選定し、下記に示す。

虐待防止に関する事業者責任者	理事長 矢津 剛
虐待防止に関する事業所責任者	管理者兼サービス提供責任者：花田 由美 (代行者)サービス提供責任者 山田 京奈／余村 徹
電話番号	0930-22-7755
FAX 番号	0930-22-6696

第 19 項 サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

(1)訪問介護員等に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例:コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

(2)訪問介護員等に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例:大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

(3)訪問介護員等に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

例:必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

第 20 項 サービスの終了

次の場合にサービスは終了となる。

(1)利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の 14 日前までに文書で申し出する。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 日以内の通知でもこの契約を解約することが出来る。

(2)事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合がある。その場合は、2 ヶ月前までに文書で通知する。

(3)自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了する。

①利用者が高齢者施設へ入院又は入所した場合

②利用者が死亡した場合

(4)第 17 項に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することが出来る。

① 訪問介護員等に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例:コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例:大声を発する／怒鳴る／特定の訪問介護員等に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する。

③ 利用者又は利用者の家族等からの訪問介護員等に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、訪問介護員等の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

(5)その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することが出来る。

・事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。

- ・事業所が、守秘義務に反した場合。
 - ・事業所が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ・事業所が、倒産した場合。
- ②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することが出来る。
- ③次の場合は、事業所は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合がある。
- ・利用者の利用料等の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合。
 - ・利用者又はその家族が事業者や訪問介護員等又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

第 21 項 地域との連携等

事業所は、訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービスの提供を行う

第 22 項 福岡県介護サービス情報の公表制度実施要綱

福岡県介護サービス情報の公表制度実施要綱の通り、年に 1 度の報告及び公表事項に変更があった場合に公表を行なう。

第 23 項 第三者評価

当事業所は第三者評価を実施していません。

第 23 項 その他運営に関する重要事項

事業所に対する質問、要望などについては、事業所として適切に対応します。

以上

利用者負担金(別紙)

介護保険給付の適用がある場合は、料金表の行橋市訪問型サービスの負担割合に応じた額が利用者負担金になります。ただし、介護保険給付の範囲を超えた指定行橋市訪問型サービス費は、全額が利用者負担となります。

(令和 6 年 4 月及び 6 月に令和 6 年度介護報酬改正)

1 週当たりの標準的 摘な回数を定める 場合。	1 週間に 1 回程度	1 週間に 2 回程度	1 週間に 3 回以上
	1176 円(1 割負担) 2352 円(2割負担) 3528 円(3 割負担)	2349 円(1 割負担) 4698 円(2割負担) 7047 円(3 割負担)	3727 円(1 割負担) 7454 円(2割負担) 11181 円(3 割負担)
	日割りの場合(※予定の訪問回数より、少ない場合)		
	390 円×回数＝合計 合計から(1～3 割負担)	770 円×回数＝合計 合計から(1～3 割負担)	1230 円×回数＝合計 合計から(1～3 割負担)
1 月当たりの回数を 定める場合。	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		
	2870 円×回数＝合計・合計から(1～3 割負担)		
	(2)生活援助が中心である場合		
	20 分以上 45 分未満	45 分以上	
	1790 円×回数＝合計 合計から(1～3 割負担)	2200 円×回数＝合計 合計から(1～3 割負担)	
	(3)短時間の身体介護が中心である場合		
1630 円×回数＝合計・合計から(1～3 割負担)			
初回加算	200 円(1 割負担) 400 円(2割負担) 600 円(3 割負担)	「新規」、「要介護区分から要支援区分にされた場合」また、「過去、2ヶ月、行橋市訪問型サービスを提供していない場合」にサービス提供責任者が同行した場合に算定します。	
特定事業所加算(I)	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から条件に応じて加算されます。利用単位に 20%を乗じた単位数になります。		
介護職員等処遇 改善加算 I	サービス別の基本サービス日に各種加算減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に 24.5%を乗じた単位数で算定します。		
口腔連携強化加算	50 円(1 割負担) 100 円(2割負担) 150 円(3 割負担)	歯科医療機関からの専門的な情報共有を通じて、利用者に適切な口腔ケアを提供することにより加算されます。	
同一建物減算 1	同一敷地内建物等に居住する利用者にサービスを行なう場合、1月当たりの平均利用者数が同一の建物に20人以上居住する利用者にサービスを行なう場合、所定の単位数の 10%が減算になります。		
早朝 (午前 6 時～午前 8 時)	当該時間にサービスを提供した場合に 25%を乗じた単位を算定します。		
夜間 (午後 6 時～午後 10 時)	当該時間にサービスを提供した場合に 25%を乗じた単位を算定します。		
深夜 (午後 10 時～午前 6 時)	当該時間にサービスを提供した場合に 50%を乗じた単位を算定します。		

相談窓口、苦情対応(別紙)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	ひと息の村 ヘルパーステーション
申請するサービス種類	行橋市(みやこ町・苅田町)訪問型サービス

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

常設窓口:電話0930-22-7755 FAX0930-22-6696

苦情解決責任者:管理者兼サービス提供責任者:花田 由美

代行者・サービス提供責任者:山田 京奈・余村 徹

※利用者には、この内容の印刷物を配布し、周知する予定にしている。

- ・相談及び苦情内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。
- ・担当者が不在の場合、誰もが対応可能にするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情または、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施、状況の聞き取りや事情の確認を行なう。
- ・管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行なう。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行ない、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行なう。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

3 その他参考事項

- ・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により、適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。

相談及び苦情等に対する公的相談機関

福岡県国民健康保険団体連合会(国保連)	〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47 福岡県国保会館 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎:092-642-7859・📠:092-642-7857
(事業所所在地市町村) 行橋市介護保険課	〒824-8601 福岡県行橋市中央 1 丁目 1 番 1 号 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎:0930-25-1111・📠:0930-25-0299
□:(介護認定市町村) 行橋市介護保険課	〒824-8601 福岡県行橋市中央 1 丁目 1 番 1 号 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎:0930-25-1111・📠:0930-25-0299
□:(介護認定市町村) みやこ町保健福祉課	〒824-0829 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎:0930-32-2156・📠:0930-32-8034
□:(介護認定市町村) 苅田町地域福祉課	〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19-1 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎:093-434-5544・📠:093-436-3014

事故発生時及び緊急時の対応方法(別紙)

緊急時の対応方法について、下記に定めます。

意識がない場合の対応:

☐:DNAR あり

意識がある場合の対応(体調不良、転倒等による怪我)

連絡先(家族等)

順位	氏名	関係	連絡先
1			
2			
3			

連絡先(医療機関等)

順位	医療機関名	連絡先
1		
2		
3		

連絡先(訪問看護等)

順位	訪問看護ステーション名	連絡先
1		
2		
3		

消防署

	行橋消防署		119
--	-------	--	-----

変更がある場合は、速やかにご連絡ください。

個人情報保護に全力で取り組んでいます

当事業所は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

管理者 花田 由美

ひと息の村 ヘルパーステーションにおける個人情報の利用目的

1・サービス提供

- ① 当事業所での介護サービスの提供
- ② サービス提供にかかる記録(介護記録・業務日誌・サービス実施記録)
- ③ 介護計画書の作成
- ④ 当事業所における実習への協力
- ⑤ 他の訪問介護事業所・障がい福祉サービス事業所・医療機関・訪問看護事業所・通所系サービス事業所・行政等との連携
- ⑥ 他の事業所からの照会への回答
- ⑦ ご家族への説明及び報告
- ⑧ その他、ご利用者への介護サービスに関する利用

2・給付・請求の為の事務

- ① 審査支払い機関への書類の提出
- ② 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 公費負担サービスに関する行政への書類の提出、照会への回答

3・介護サービスにおける質の維持、改善等のための基礎資料

4・介護サービスの質の向上を目的とした連絡協議会での事例研究

5・外部監査機関への情報提供

※ 1. 上記のうち、ついて同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出てください。

※ 2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※ 3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

医療法人 矢津内科消化器科クリニック ひと息の村 ヘルパーステーション

個人情報相談窓口 管理者 花田 由美

連絡先 0930-22-7755(木・日曜日・祝祭日を除く09:00~17:00)

本人様・ご家族様による個人情報に関する同意書

ひと息の村ヘルパーステーションは個人情報を下記の目的に利用しその取り扱いには細心の注意を払います。

個人情報の利用目的

1 サービス提供

- ① 当事業所での訪問介護サービス及び行橋市訪問型サービス、障がい福祉サービス、自費サービスの提供
- ② サービス提供にかかる記録(介護記録・業務日誌・サービス実施記録)
- ③ 訪問介護計画書及び介護予防訪問介護計画書、居宅介護計画書の作成
- ④ 当事業所における実習への協力
- ⑤ 他の訪問介護事業所・障がい福祉サービス事業所・医療機関・訪問看護事業所・通所系サービス事業所・行政等との連携
- ⑥ 他の事業所からの照会への回答
- ⑦ ご家族への説明及び報告
- ⑧ その他利用者様への支援サービスに関する利用

2 給付・請求の為の事務

- ① 審査支払い機関への書類の提出
- ② 審査支払い機関又は保険者からの紹介への回答
- ③ 公費負担サービスに関する行政への書類の提出、照会への回答

3 訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービス、障がい福祉サービス、自費サービスにおける質の維持、改善等のための基礎資料

4 訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービス、障がい福祉サービス、自費サービスの質の向上を目的とした連絡協議会での事例研究

5 外部監査機関への情報提供

付 記

- 1 上記のうち他のサービス事業所への情報提供について同意し難い事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。
- 2 お申し出のないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらの申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

家族氏名 _____ (利用者との関係: _____)

年 月 日

行橋市訪問型サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し同意を得て、署名の上交付しました。

<事業者>

住 所:福岡県行橋市行事 7 丁目 19-6

事業者名:医療法人 矢津内科消化器科クリニック

事業者責任者: 理事長 矢津 剛

<事業所>

住 所:福岡県行橋市行事 7 丁目 25-3

事業所名:ひと息の村 ヘルパーステーション

事業所責任者:管理者 花田 由美

【事業所番号】 4072600432

<説明者>

事業所名:ひと息の村 ヘルパーステーション

氏 名

年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業所から 行橋訪問型サービスについて重要事項説明を受け同意し、署名の上受領しました。

<利用者>

住 所

氏 名

代筆者氏名 (利用者との関係:)

<利用者代理人(選任した場合)>

住 所

氏 名 (利用者との関係:)